

# 後期高齢者医療制度の概要

広島県後期高齢者医療広域連合

# なぜ新たな制度を創設することになったのか

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっており、この改革の大きな柱の一つとして、新たに後期高齢者医療制度が創設されたところです。

1. 高齢者と現役世代の負担の明確化

2. 財政運営の安定化と責任の明確化

3. 後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療の提供

# 新しい制度のポイント

対象者は

**75歳以上**の方が対象となります。  
(一定以上の障害のある人は65歳以上)

現行どおり

窓口での負担割合は

医療費の自己負担割合は、「一般の方が**1割**」, 「現役並みの所得者**3割**」です。

現行どおり

保険料は

**原則として年金から天引きします。**

新規

- 国民健康保険料(税)等の保険料の負担はなくなり、後期高齢者医療保険料を支払うこととなります。
- 今まで自分で保険料を払っていなかった各社会保険の被扶養者の方も、新たに保険料を支払うこととなります。保険料の徴収は、お住まいの市町が行います。
- 保険料の金額は、平成20年4月にお知らせします。

制度の運営は

「**広島県後期高齢者医療広域連合**」が行います。

新規

各申請受付・届出は

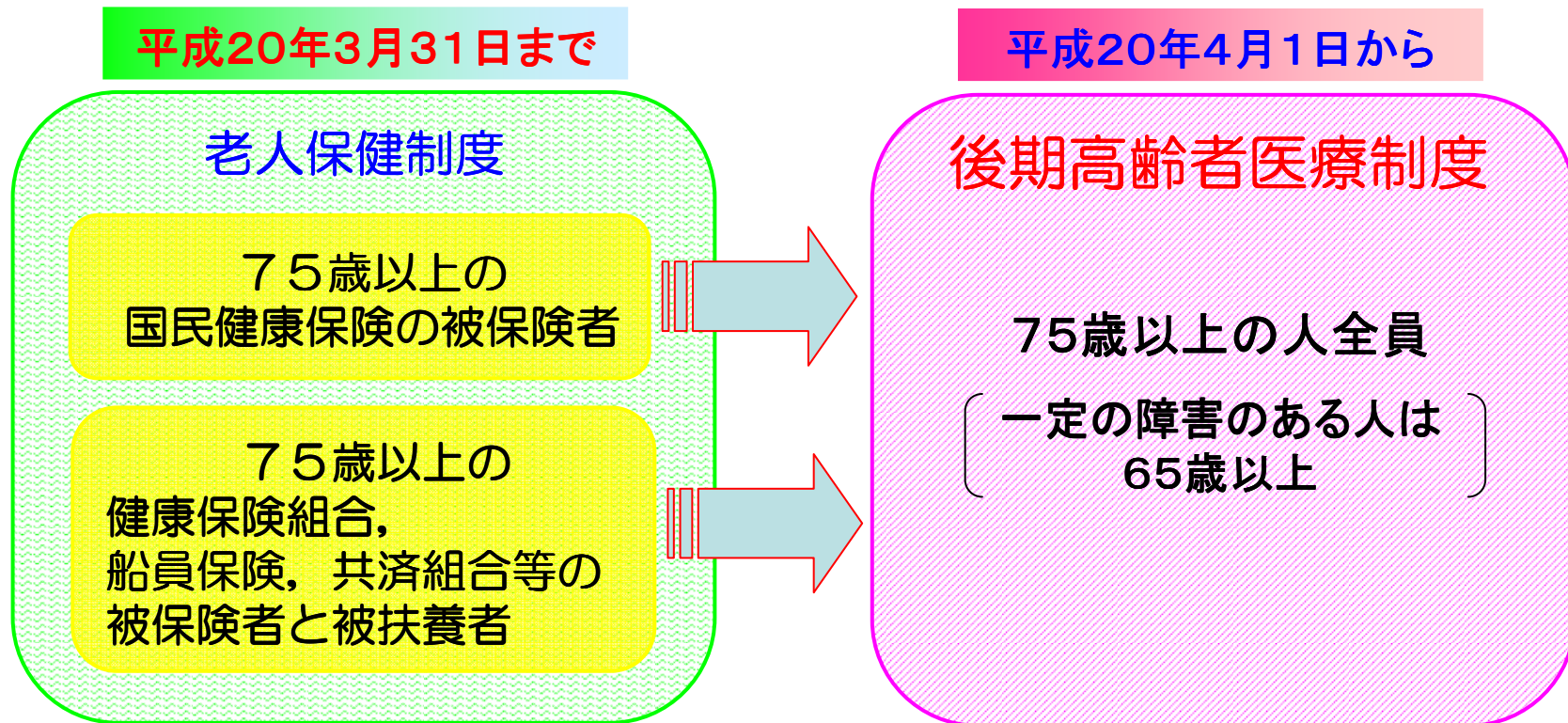
受付等の窓口業務は、お住まいの市町が行います。

現行どおり

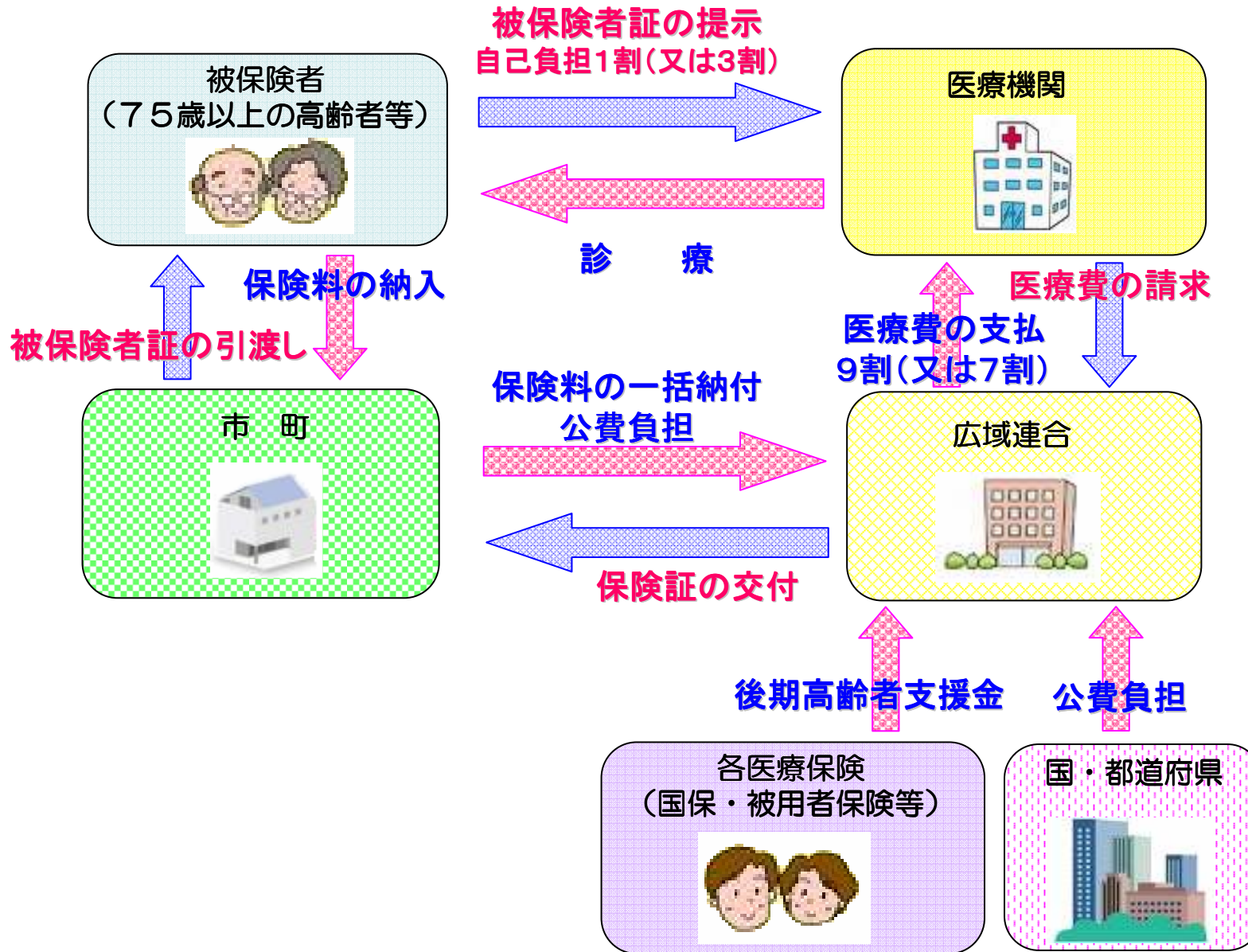
# 被保険者となる人

広島県内にお住まいの75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

これまで、国民健康保険に加入されていた人や健康保険組合、船員保険、共済組合の被保険者であった人および被扶養者であった人も後期高齢者医療制度の被保険者となります。

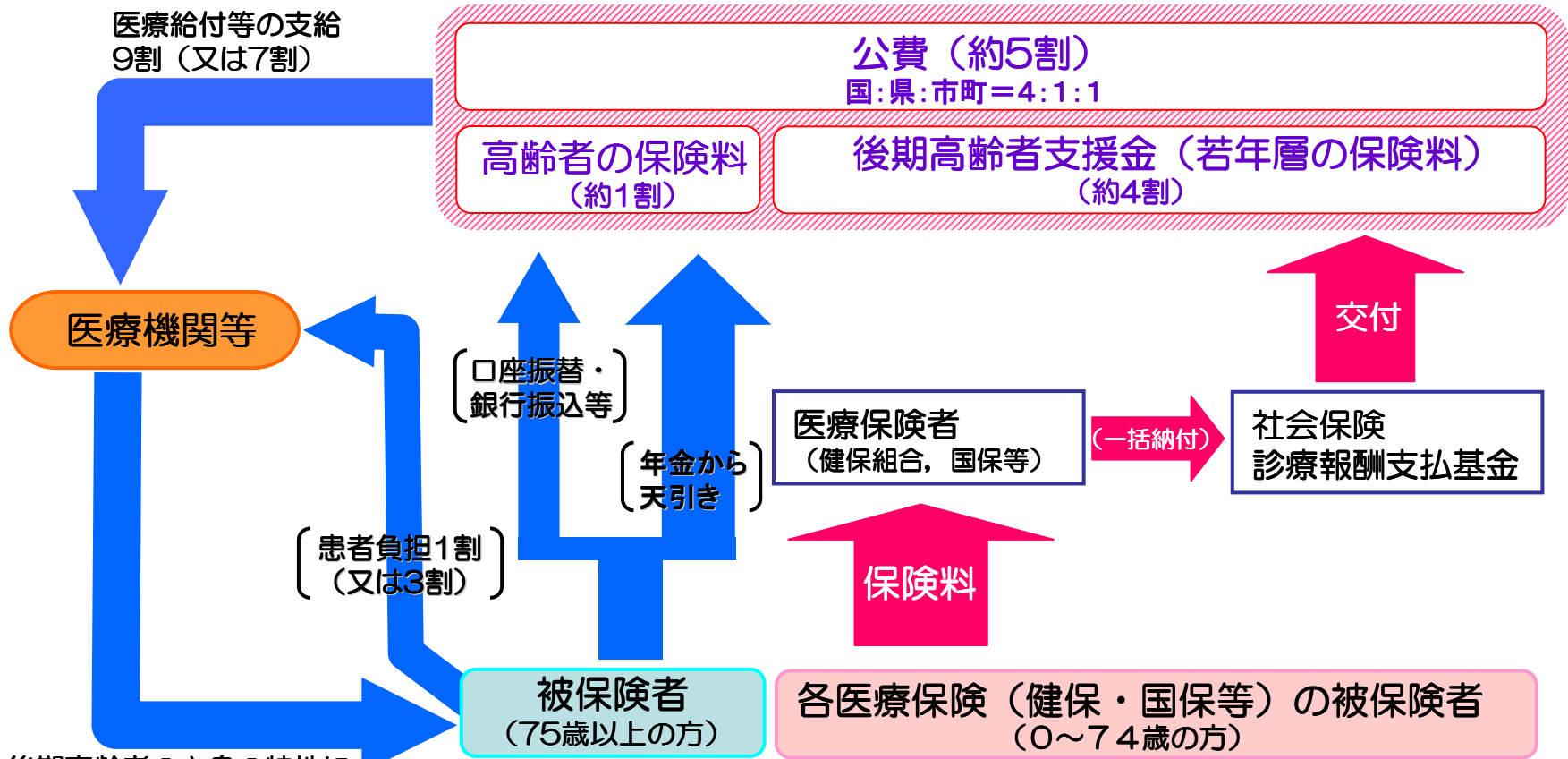


# 後期高齢者医療制度の運営の仕組み(1)



# 後期高齢者医療制度の運営の仕組み(2)

財源については、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）のほか、高齢者から保険料（約1割）を徴収し賄います。



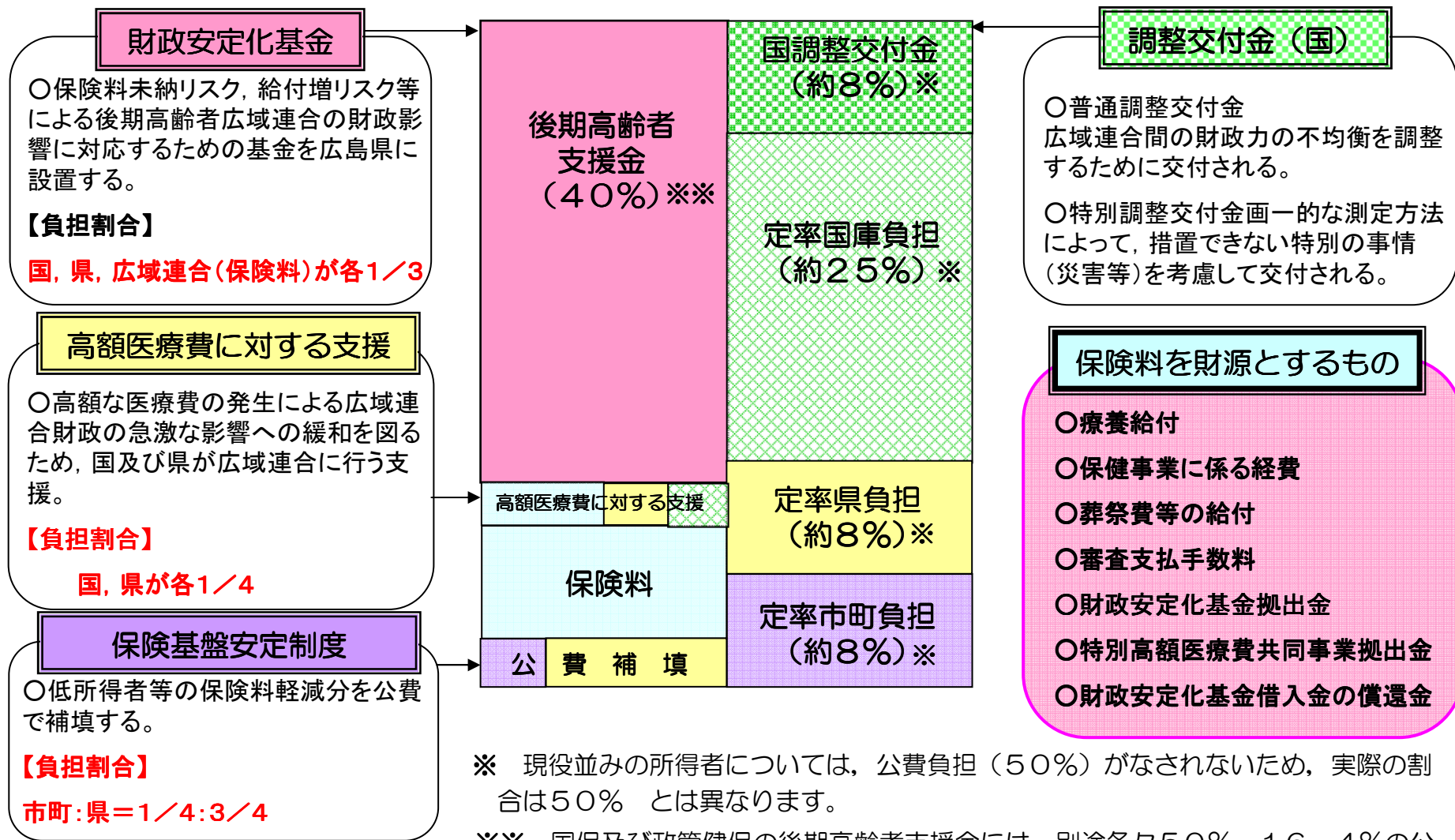
後期高齢者の心身の特性に応じた医療サービスの提供

【注1】：現役並み所得者については、老人保健法と同様に公費負担（50%）はないため、実質的な公費負担率は46%、後期高齢者支援金の負担率は44%となります。

【注2】：国保及び政管健保の後期高齢者支援金について、各々50%、16.4%の公費負担があり、また、低所得者等の保険料軽減について公費負担があり、これらを含めた公費負担率は58%となります。

# 後期高齢者医療財政の概要

2年を1期とした財政運営を行います。

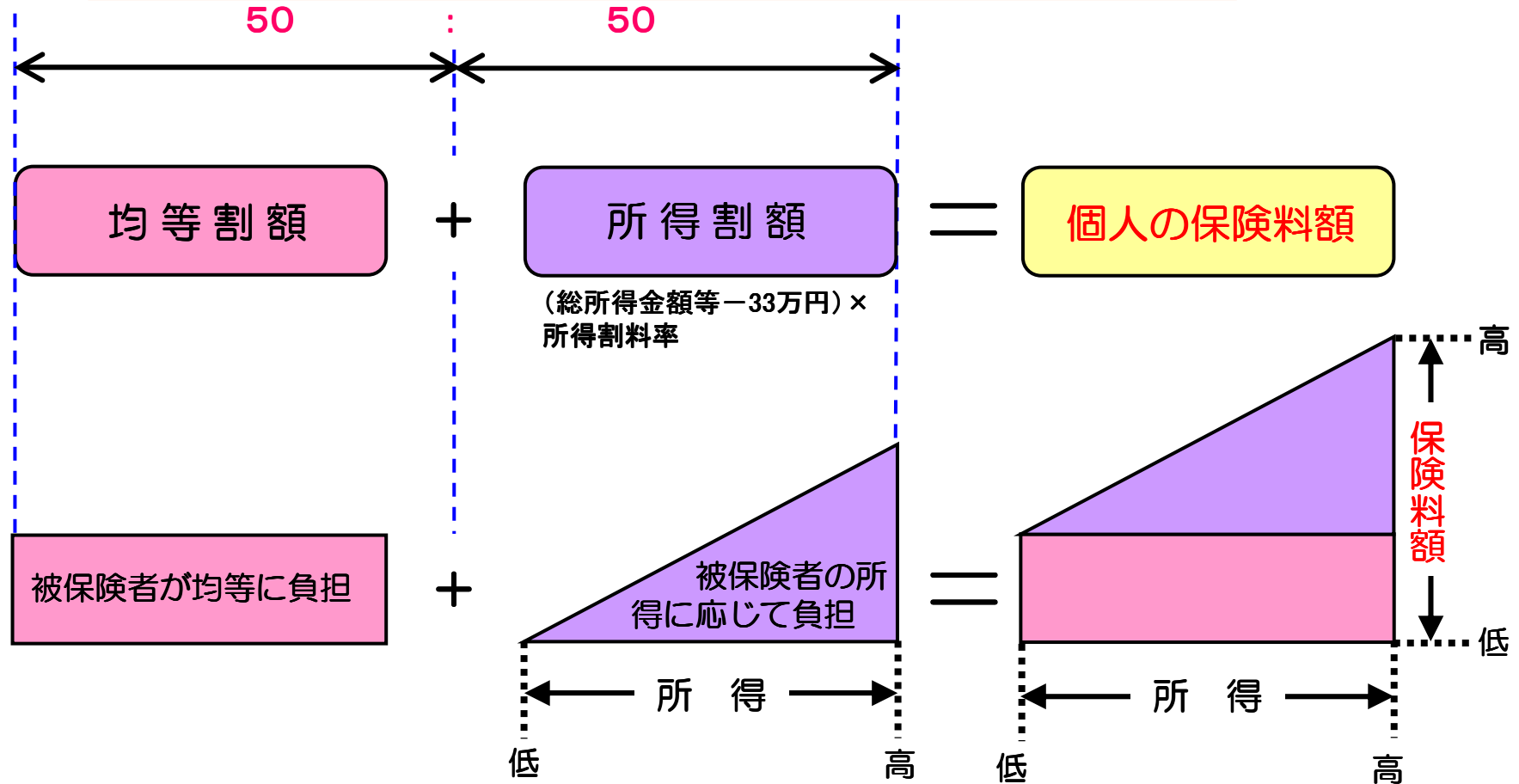


※ 現役並みの所得者については、公費負担（50%）がなされないため、実際の割合は50%とは異なります。

※※ 国保及び政管健保の後期高齢者支援金には、別途各々50%、16.4%の公費負担があります。

# 後期高齢者医療制度の保険料

後期高齢者の保険料は、広域連合の条例により定めます。  
また、被保険者一人ひとりに保険料の計算を行い、賦課します。



※ 世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されるほか、災害等の特別な事情により保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免される場合があります。